

# 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

平成28年4月1日付け目健介第176号決定  
平成29年3月31日付け目健介第5997号一部改正  
平成30年3月22日付け目健介第5985号一部改正  
平成30年9月25日付け目健介第3122号一部改正  
平成31年3月20日付け目健介第6027号一部改正  
令和元年9月20日付け目健介第3191号一部改正  
令和3年4月1日付け目健介第4331号一部改正  
令和4年9月28日付け目健介第2714号一部改正  
令和6年4月1日付け目健介第5905号一部改正  
令和6年6月1日付け目健介第7921号一部改正  
令和7年4月1日付け目健介第2801号一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区（以下「区」という。）における介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に要する費用の額（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する第1号事業に要する費用の額をいう。）の算定に関する基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 指定第1号事業 目黒区長（以下「区長」という。）が指定する第1号事業を行う者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- (4) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。
- (5) 指定第1号訪問事業 区長が指定する第1号訪問事業を行う者の当該指定に係る第1号訪問事業を行う事業所により行われる当該第1号訪問事業をいう。
- (6) サービス事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。
- (7) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。
- (8) 指定第1号通所事業 区長が指定する第1号通所事業を行う者の当該指定に係る第1号通所事業を行う事業所により行われる当該第1号通所事業をいう。

## (指定第1号事業に要する費用の額に関する基準)

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、次項で定める単価に別表指定介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。なお、この要綱において定めるほかは、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚

生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）を準用する。

- 2 前項の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）の規定を準用する。この場合において、同告示中「訪問介護」とあるのは「第1号訪問事業訪問介護」と、「通所介護」とあるのは「第1号通所事業通所介護」と読み替えるものとする。なお、同告示中の地域区分については、同告示の規定によらず、区の該当する区分を適用する。
- 3 第1項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

付 則（平成28年4月1日付け目健介第176号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日付け目健介第5997号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月22日付け目健介第5985号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱第3条第2項及び別表の規定は、平成30年4月以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（平成30年9月25日付け目健介第3122号）

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、平成30年10月以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月20日付け目健介第6027号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、平成31年4月以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月20日付け目健介第3191号）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和元年10月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和3年4月1日付け目健介第4331号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業

に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和3年4月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和4年9月28日付け目健介第2714号）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和4年10月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和6年4月1日付け目健介第5905号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和6年4月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和6年6月1日付け目健介第7921号）

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和6年6月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和7年4月1日付け目健介第2801号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の規定は、令和7年4月1日以後に利用するサービスに要する経費の額について適用し、同日前に利用したサービスに要する経費の額については、なお従前の例による。

## 別表

### 指定介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表

#### 1 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）（1月につき）

- (1) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(I) 1, 176単位
- (2) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(II) 2, 349単位
- (3) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(III) 3, 727単位

注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護事業所（目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱（平成28年4月1日付け目健介第166号決定。以下「指定基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定第1号訪問事業訪問介護事業所をいう。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいい、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者を除く。（4）において同じ。）が、指定第1号訪問事業訪問介護（指定基準要綱第4条に規定する指定第1号訪問事業訪問介護をいう。以下同じ。）のうち予防給付相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(I) 介護予防ケアマネジメント計画等（指定基準要綱第15条第1項に規定する介護予防ケアマネジメント計画等をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）が必要とされた者
  - (2) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(II) 介護予防ケアマネジメント計画等において1週に2回程度の指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）が必要とされた者
  - (3) 第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）(III) 介護予防ケアマネジメント計画等において（2）に掲げる回数を超える程度の指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は目黒区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月目健介第138号決定。以下「実施要綱」という。）第13条第2項のサービス事業対象者）
- 2 1 (1) から (3) までについては、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 3 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下同じ。）第129号の6（この場合、第129号の6中「訪問型サービス費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 厚生労働大臣が定める基準第129号の7（この場合、第129号の7中「訪問型サービス費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定第1号訪問事業訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第1号訪問事業訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準第129号の8（この場合、第129号の8中「訪問型サービス費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、「指定相当訪問型サービス事業所」とあるのを「指定第1号訪問事業訪問介護事業所」と、「指定相当訪問型サービス」とあるのを「指定第1号訪問事業訪問介護」と、準用する第3号の2中「訪問介護費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、「指定訪問介護事業所」とあるのを「指定第1号訪問事業訪問介護事業所」と、「指定訪問介護」とあるのを「指定第1号訪問事業訪問介護」と読み替える。）に該当する指定第1号訪問事業訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業訪問介護費は、算定しない。

7 利用者が1の指定第1号訪問事業訪問介護事業所において指定第1号訪問事業訪問介護を受けている間は、当該指定第1号訪問事業訪問介護事業以外の指定第1号訪問事業訪問介護事業所が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合に、第1号訪問事業訪問介護費は、算定しない。

#### （4）初回加算 200単位

注 指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（指定基準要綱第41条第1項第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った場合又は当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

- ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位  
イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔（くう）連携強化加算 50単位

注 厚生労働大臣が定める基準第129号の9（この場合、第129号の9中「訪問型サービス費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、準用する第3号の3中「訪問介護費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、「指定訪問介護事業所」とあるのを「指定第1号訪問事業訪問介護事業所」と読み替える。）に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号訪問事業訪問介護事業所の従業者が、口腔（くう）の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔（くう）連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

#### （7）介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第130号（この場合、第130号中「訪問型サービス費」とあるのを「第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、準用する第4号イ（2）中「都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第35号を除き、以下同じ。）」とあるのは「区長」と、同号イ（3）及び（4）中「都道府県知事」とあるのは「区長」と、同号イ（10）中「訪問介護費」とあるのは「当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と、同号ホ（1）中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧単位数表の第1号訪問事業訪問介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。以下同じ。）に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定第1号訪問事業訪問介護事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は実施要綱第13条に規定する支給限度額の算定には含めないこととする。

- （1）介護職員等処遇改善加算（I）（1）から（6）までにより算定した単位数の100分の245に相当する単位数
- （2）介護職員等処遇改善加算（II）（1）から（6）までにより算定した単位数の100分の224に相当する単位数
- （3）介護職員等処遇改善加算（III）（1）から（6）までにより算定した単位数の100分の182に相当する単位数
- （4）介護職員等処遇改善加算（IV）（1）から（6）までにより算定した単位数の100分の145に相当する単位数

#### 2 第1号訪問事業訪問介護費（区独自基準サービス）（1月につき）

- （1）第1号訪問事業訪問介護費（区独自基準サービス）（I）  
(所要時間45分未満の場合)

ア 週1回程度 824単位

イ 週2回程度 1, 648単位

(2) 第1号訪問事業訪問介護費（区独自基準サービス）（II）

（所要時間45分以上60分以内の場合）

ア 週1回程度 1, 013単位

イ 週2回程度 2, 026単位

注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護事業所の訪問介護員等（指定基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第1号訪問事業訪問介護のうち区独自基準サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 第1号訪問事業訪問介護費（区独自基準サービス）（I） 介護予防ケアマネジメント計画等において位置付けられた内容の区独自基準サービスを行うのに要する標準的な時間が45分未満の者

(2) 第1号訪問事業訪問介護費（区独自基準サービス）（II） 介護予防ケアマネジメント計画等において位置付けられた内容の区独自基準サービスを行うのに要する標準的な時間が45分以上60分以内の者

2 1の（3）の注3に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 1の（3）の注4に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(3) 初回加算 200単位

注 指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を行った場合又は当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所の他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 介護職員等処遇改善加算

注 1の（7）の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号訪問事業訪問介護事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は実施要綱第13条に規定する支給限度額の算定には含めないこととする。

(1) 介護職員等処遇改善加算（I）

ア 2の（1）ア 202単位

イ 2の（1）イ 404単位

ウ 2の（2）ア 248単位

エ 2の（2）イ 496単位

(2) 介護職員等処遇改善加算（II）

ア 2の（1）ア	1 8 5 単位
イ 2の（1）イ	3 7 0 単位
ウ 2の（2）ア	2 2 7 単位
エ 2の（2）イ	4 5 4 単位

(3) 介護職員等処遇改善加算(III)

ア 2の（1）ア	1 5 0 単位
イ 2の（1）イ	3 0 0 単位
ウ 2の（2）ア	1 8 4 単位
エ 2の（2）イ	3 6 8 単位

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)

ア 2の（1）ア	1 1 9 単位
イ 2の（1）イ	2 3 8 単位
ウ 2の（2）ア	1 4 7 単位
エ 2の（2）イ	2 9 4 単位

(5) 緊急時延長加算 1 0 0 単位

注 介護予防ケアマネジメント計画等において指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）の利用が必要とされた利用者が、体調不良等の理由により、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定第1号訪問事業訪問介護事業所のサービス提供責任者が必要と認めた場合に、当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者に対して、60分を超えて指定第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス）を緊急に行った場合は、1回につき100単位加算する。なお、2の（1）ア及び2の（2）アを算定している利用者に関しては、月に1回、2の（1）イ及び2の（2）イを算定している利用者に関しては月に2回を超えて算定することはできない。

3 第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）

(1) 第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）（1月につき）

ア 要支援1・サービス事業対象者	1, 798 単位
イ 要支援2（週1回程度）	1, 811 単位
ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度）	3, 621 単位

注1 利用者に対して、指定第1号通所事業通所介護事業所（指定基準要綱第44条第1項に規定する指定第1号通所事業通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定第1号通所事業通所介護（指定基準要綱第43条に規定する指定第1号通所事業通所介護をいう。以下同じ。）のうち、予防給付相当サービスを行った場合に、利用者の要支援相当の状態区分及び1週当たりの利用回数に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第1号イの表の上欄に掲げる基準又は同号ロの上欄に掲げる基準に該当する場合は、同号の規定中「通所介護費」とあるのは「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替えて適用する。

2 利用者が注1の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通

所介護（予防給付相当サービス）を受けている間は、当該指定第1号通所事業通所介護事業所以外の指定第1号通所事業通所介護事業所が当該利用者に対して行う指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）については、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。

- 3 要支援2の利用者が注1の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）（週1回程度）を受けている間は、当該指定第1号通所事業通所介護事業所以外の指定第1号通所事業通所介護事業所が当該利用者に対して行う4に定める指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）（週1回程度）に限り、それぞれの指定第1号通所事業通所介護事業所に第1号通所事業通所介護費を算定する。
- 4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。
- 5 厚生労働大臣が定める基準第131号の3（この場合、第131号の3中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 厚生労働大臣が定める基準第131号の4（この場合、第131号の4中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定第1号通所事業通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定第1号通所事業通所介護事業所と同一建物から当該指定第1号通所事業通所介護事業所に通う者に対し、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 要支援1・サービス事業対象者	376単位
(2) 要支援2（週1回程度）	376単位
(3) 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度）	752単位
- 8 利用者に対して、その居宅と指定第1号通所事業通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)のア及び(1)のイを算定している場合は1月につき376単位を、(1)のウを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注7を算定している場合は、この限りでない。

## （2）生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）の利用者に対して、当該利用者の生活機能の

向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔（くう）機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定第1号通所事業通所介護事業所の第1号通所事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（指定基準要綱第54条第2項第1号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### (3) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 厚生労働大臣が定める基準第18号（この場合、第18号中「通所介護費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

#### (4) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所において、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）の利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2)利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 3の(1)の注1ただし書に該当しないこと。

#### (5) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出で、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）の利用者のうち、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3)利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 3の(1)の注1ただし書に該当しないこと。

#### (6) 口腔（くう）機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準第132号（この場合、第132号中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と、準用する第20号中「通所介護費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）の利用者のうち、口腔（くう）機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔（くう）機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔（くう）清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥（えん）下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔（くう）機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所について

てのみ算定する。

(1) 口腔（くう）機能向上加算（I） 150単位

(2) 口腔（くう）機能向上加算（II） 160単位

（7） 一体的サービス提供加算 480単位

注 厚生労働大臣が定める基準第133号（この場合、第133号中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と、「通所型サービス」とあるのを「第1号通所事業通所介護」と読み替える。）に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）の利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔（くう）機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔（くう）機能向上加算を算定している場合は、算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

（8） サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第135号（この場合、第135号中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と、準用する第23号中「通所介護費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が利用者に対し指定第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1）サービス提供体制強化加算（I）

ア 要支援1・サービス事業対象者 88単位

イ 要支援2（週1回程度） 88単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 176単位

（2）サービス提供体制強化加算（II）

ア 要支援1・サービス事業対象者 72単位

イ 要支援2（週1回程度） 72単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 144単位

（3）サービス提供体制強化加算（III）

ア 要支援1・サービス事業対象者 24単位

イ 要支援2（週1回程度） 24単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 48単位

（9） 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2（この場合、第15号の2中「通所介護費」又は「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費（予防給付相当サービス）」と読み替える。）に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身

体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位

#### (10) 口腔(くう)・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準第107号の2(この場合、第107号の2中「介護予防通所リハビリテーション費及び通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費(予防給付相当サービス)」と読み替える。)に掲げる基準に適合する指定第1号通所事業通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔(くう)の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔(くう)・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1)口腔(くう)・栄養スクリーニング加算(I) 20単位

(2)口腔(くう)・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

#### (11) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し指定第1号通所事業通所介護(予防給付相当サービス)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔(くう)機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者的心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出すること。

(2)必要に応じて介護予防通所介護計画を見直すなど、指定第1号通所事業通所介護(予防給付相当サービス)の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定第1号通所事業通所介護(予防給付相当サービス)を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

#### (12) 介護職員等待遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第136号(この場合、第136号中「通所型サービス費」とあるのを「第1号通所事業通所介護費(予防給付相当サービス)」と、準用する第48号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・隨時対応型

訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表(以下「旧単位数表」という。)の第1号通所事業通所介護費(予防給付相当サービス)」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧単位数表の第1号通所事業通所介護費(予防給付相当サービス)」と読み替える。以下同じ。)に掲げる基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業通所介護(予防給付相当サービス)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は実施要綱第13条に規定する支給限度額の算定には含めないこととする。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

#### 4 第1号通所事業通所介護費(区独自基準サービス)

##### (1) 第1号通所事業通所介護費(区独自基準サービス)(1月につき)

ア 要支援1・サービス事業対象者	1, 501単位
イ 要支援2(週1回程度)	1, 509単位
ウ 要支援2・サービス事業対象者(週2回以上程度)	3, 017単位

注1 利用者に対して、指定第1号通所事業通所介護事業所において、指定第1号通所事業通所介護のうち、区独自基準サービスを行った場合に、利用者の要支援相当の状態区分及び1週当たりの利用回数に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、3の(1)の注1ただし書の基準に該当する場合は、以下に掲げる単位数を算定する。

(1)要支援1・サービス事業対象者	1, 051単位
(2)要支援2(週1回程度)	1, 056単位
(3)要支援2・サービス事業対象者(週2回以上程度)	2, 112単位

2 利用者が1の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護(区独自基準サービス)を受けている間は、当該指定第1号通所事業通所介護事業所以外の指定第1号通所事業通所介護事業所が当該利用者に対して行う指定第1号通所事業通所介護(区独自基準サービス)については、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。

3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知

症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。

4 3の(1)の注5に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 3の(1)の注6に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 3の(2)の注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）の利用者に対して、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔（くう）機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(3) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 3の(3)の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(4) 栄養アセスメント加算 50単位

注 3の(4)の注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）の利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(5) 栄養改善加算 200単位

注 3の(5)の注に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）の利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、生活機能向上グループ活動加算、口腔（くう）機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(6) 口腔（くう）機能向上加算

注 3の(6)の注に掲げる基準に適合しているものとして、区長に届け出て、第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）の利用者に対して、口腔（くう）機能向上サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(1) 口腔（くう）機能向上加算(Ⅰ) 150単位

(2) 口腔（くう）機能向上加算(Ⅱ) 160単位

#### (7) サービス提供体制強化加算

注 3の(8)の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が利用者に対し指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

ア 要支援1・サービス事業対象者 88単位

イ 要支援2（週1回程度） 88単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 176単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

ア 要支援1・サービス事業対象者 72単位

イ 要支援2（週1回程度） 72単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 144単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

ア 要支援1・サービス事業対象者 24単位

イ 要支援2（週1回程度） 24単位

ウ 要支援2・サービス事業対象者（週2回以上程度） 48単位

#### (8) 生活機能向上連携加算

注 3の(9)の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、利用者に対し指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、利用者が複数の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受ける場合には、当該加算は、いずれか一の事業所についてのみ算定する。

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

#### (9) 口腔（くう）・栄養スクリーニング加算

注 3の(10)の注に掲げる基準に適合する指定第1号通所事業通所介護事業所において、利用者に対し指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）の従業者が、

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔（くう）の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔（くう）・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔（くう）・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
- (2) 口腔（くう）・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

#### (10) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 3の(11)の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### (11) 介護職員等処遇改善加算

注 3の(12)の注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は実施要綱第13条に規定する支給限度額の算定には含めないこととする。

##### (1) 介護職員等処遇改善加算(I)

- ア (1) のア 138単位
- イ (1) のイ 139単位
- ウ (1) のウ 278単位

##### (2) 介護職員等処遇改善加算(II)

- ア (1) のア 135単位
- イ (1) のイ 136単位
- ウ (1) のウ 272単位

##### (3) 介護職員等処遇改善加算(III)

- ア (1) のア 120単位
- イ (1) のイ 121単位
- ウ (1) のウ 241単位

##### (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)

- ア (1) のア 96単位
- イ (1) のイ 97単位
- ウ (1) のウ 193単位